

電子図書館と著作権法

2000. 11. 21

I はじめに

II 著作権制度のあらまし

- 1 形のない財産
無体財産権（知的所有権・知的財産権）
- 2 著作物のいろいろ
- 3 著作者
- 4 著作権のいろいろ
- 5 著作権の存続期間
- 6 著作隣接権
- 7 外国の著作物の保護
- 8 著作物の正しい使い方
- 9 著作物の自由利用が認められる場合の例
 - (1) 図書館等における複製
 - (2) 私的使用のための複製
 - (3) 引用
 - (4) 学校その他の教育機関における複製
 - (5) 営利を目的としない演奏・上映・貸与・頒布
 - (6) プログラムの所有者による複製

III デジタル時代・ネットワーク時代の著作権の変容

IV 電子的資料の作成に関すること

- (1) 原則は、著作権者の許諾を得るか権利の譲渡を受けて作成。
- (2) 許諾＝権利者本人か、譲渡されていれば譲渡先の許諾を得る。
- (3) 学会等における「著作権の帰属」の意味
- (4) 学生からも許諾を得る必要あり。

V 電子的資料（ストック型）の利用に関すること

- (1) 複製権
- (2) 頒布権

VI 電子的資料（ネット型）の利用に関すること

- (1) 複製権
- (2) 公衆送信権

VII 質疑応答

◎
無
体
財
産
権

1 権利付与構成を取るもの

著作権

工業所有権

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

2 行為規制の法制を取るもの

不正競争防止法・商品形態、営業秘密等

特許法・意匠法と著作権法の相違点

事 項	特 許 法	意 匠 法	著 作 権 法
目 的	発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること	意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること	著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること
定 義	「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう	「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう	「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう
権利の発生	特許庁に登録することにより権利が発生	同 左	著作物の創作により権利が発生
存続期間	特許権の設定登録により発生し、特許権出願日から計算して20年	設定の登録の日から15年	著作者の生存間及び死後50年が経過するまでの間
所管庁	通商産業省（特許庁）	同 左	文部省（文化庁）

著作権法第1条（目的）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

◎
著
作
物

著作物とは：

- ① 思想又は感情を
- ② 創作的に
- ③ 表現したもの
- ④ 文芸、学術、美術、音楽の範囲
＝文化的な所産

- ◎ 著作物の例示
- 1 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
 - 2 音楽の著作物
 - 3 舞踊又は無言劇の著作物
 - 4 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
 - 5 建築の著作物
 - 6 地図又は学術的な図面、図表等図形の著作物
 - 7 映画の著作物
 - 8 写真の著作物
 - 9 プログラムの著作物

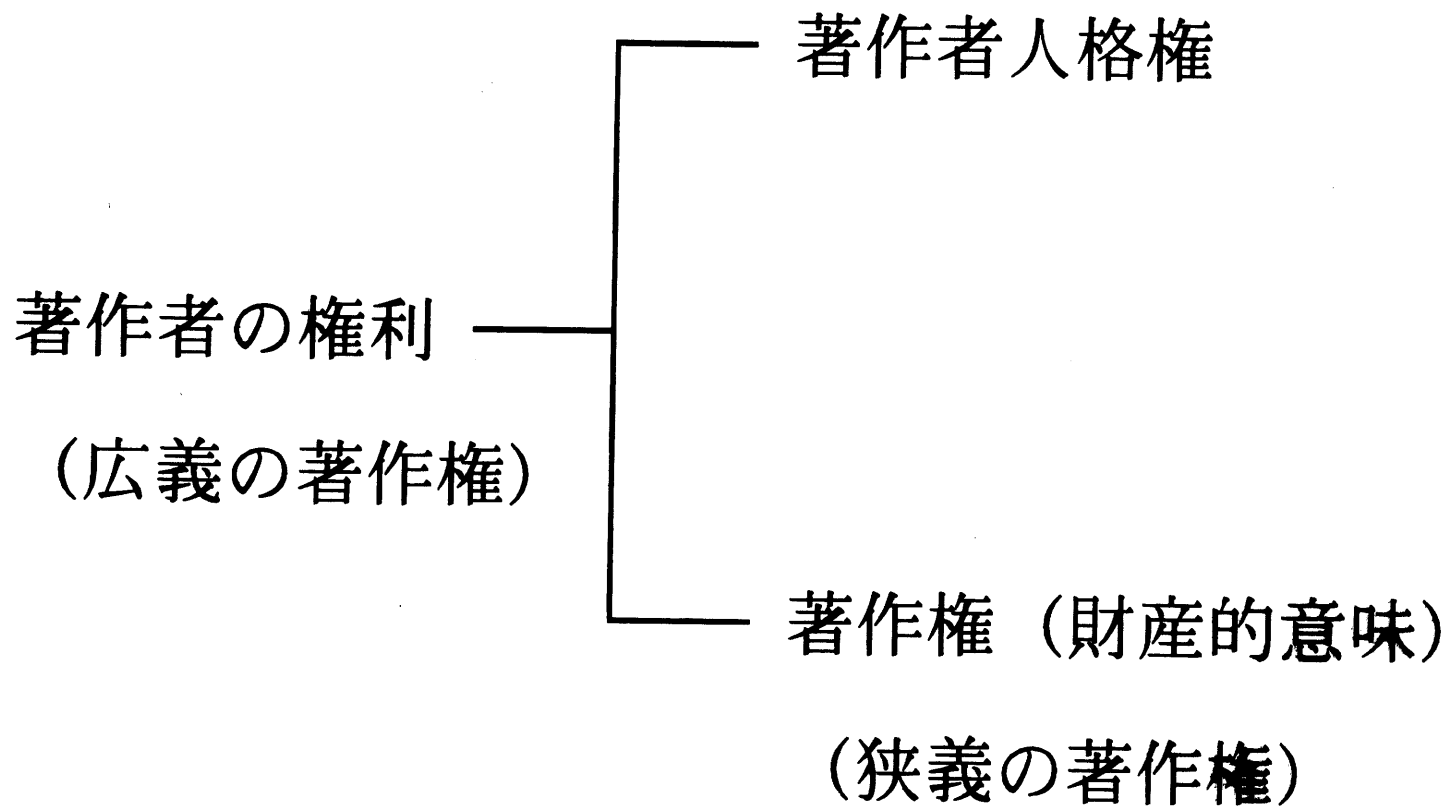
◎ その他の著作物

- 1 二次的著作物
- 2 編集著作物
- 3 データベースの著作物
- 4 共同著作物

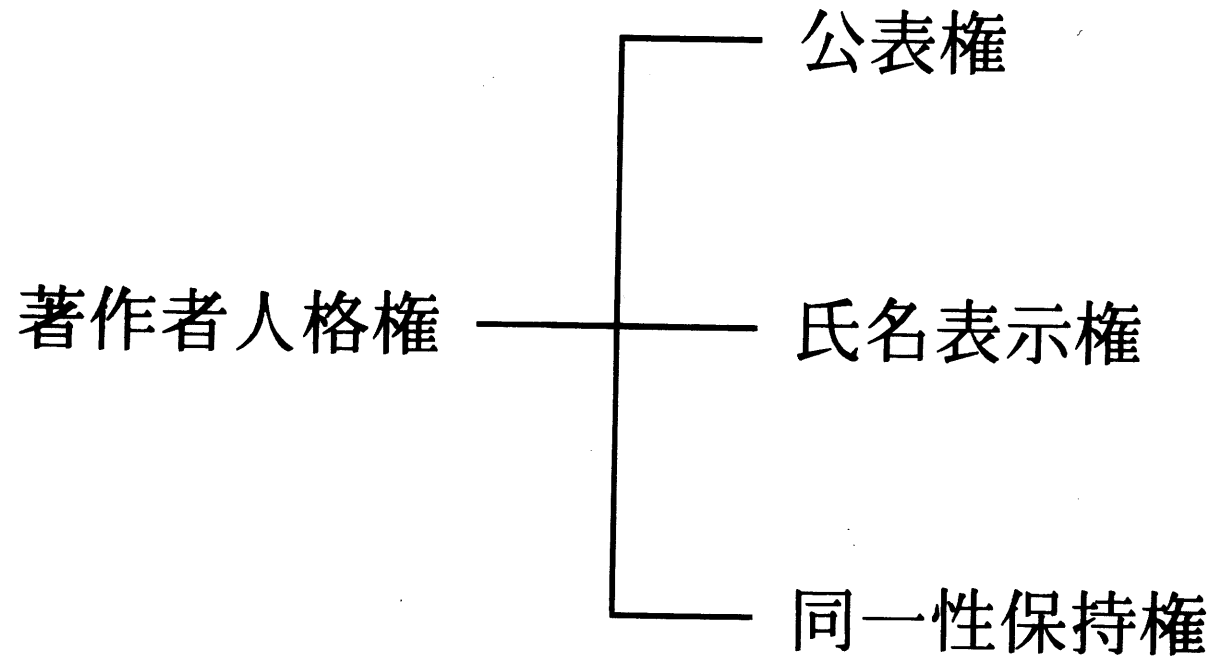
◎
著
作
者

- 1 著作者＝著作物を創作する者
- 2 職務上作成する著作物の著作者
 - ① 法人（市町村や会社）等の発意
 - ② 業務に従事する者が創作
 - ③ 職務上作成
 - 〈④ 法人等の著作名義で公表〉
 - ⑤ 契約・勤務規則に特段の定めなし
- 3 共同著作物の著作者

◎ 著作者の権利



◎ 著作者人格權



◎ 財産的意味での「著作権」＝権利の束

- 1 複製権
- 2 上演権・演奏権
- 3 上映権
- 4 公衆送信権
- 5 口述権
- 6 展示権

◎ 財産的意味での「著作権」 (続き)

7 頒布権

8 譲渡権

9 貸与権

10 翻訳権・翻案権

11 二次的著作物の利用に関する権利

◎ 保護期間

1 保護期間の原則

① 期間は著作物の創作の時から始まる

② 著作者の死後50年を経過するまでの間存続

2 無名・変名の著作物 → 著作物の公表後50年

3 団体名義の著作物 → 著作物の公表後50年

4 映画の著作物 → 著作物の公表後50年

(注) 外国人の著作物の場合、戦時加算あり

◎ 著作隣接権

- 1 実演家（歌手、俳優等）の権利
- 2 レコード製作者の権利
- 3 放送事業者の権利
- 4 有線放送事業者の権利

◎ 著作権関係条約

1 ベルヌ条約

1886年創設、140カ国加盟、内国民待遇、
無方式主義、

2 万国著作権条約

1952年創設、©表示（マルシー表示）

3 WIPO著作権条約

ベルヌ条約の特別の取極め、新技術の発達に対処

◎ 他人の著作物を利用するに当たっての手順

1 我が国で保護を受ける著作物か？

《我が国では次の著作物を保護》

① 日本国民の著作物

② 最初に日本国内において発行された著作物

③ 条約により保護の義務を負う著作物

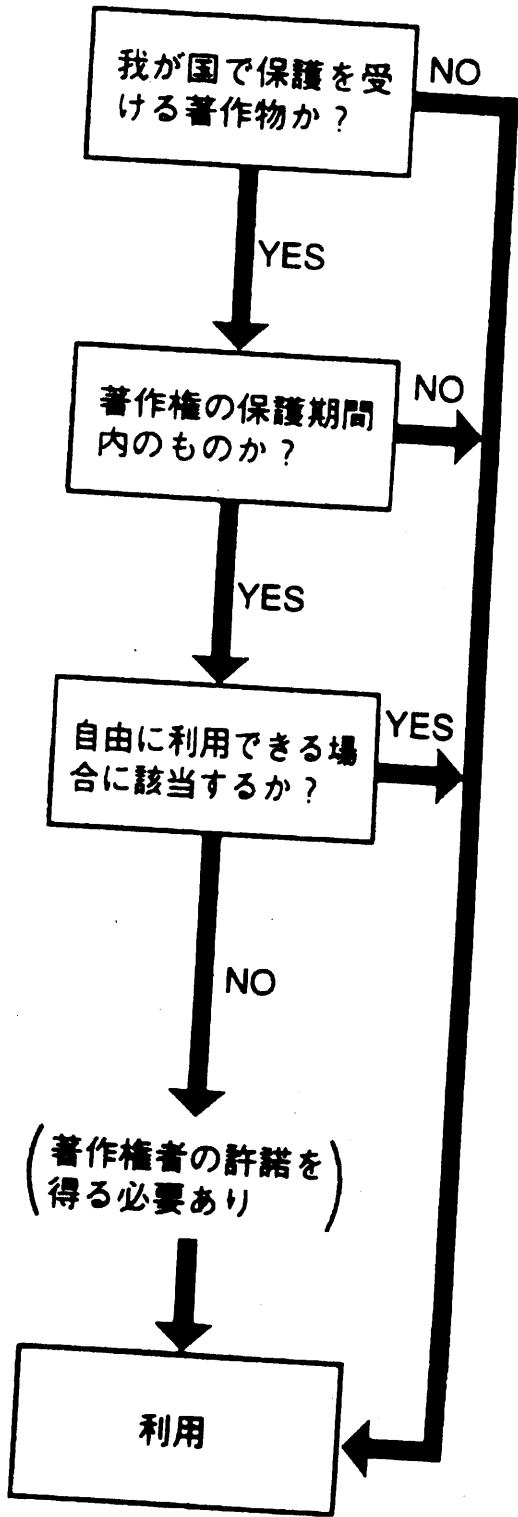
2 著作権の保護期間内のものか？

3 自由に利用できる場合に該当するか？

◎ 著作物の自由利用が認められる場合

- 1 私的使用のための複製 (30条)
- 2 図書館等における複製 (31条)
- 3 引用 (32条)
- 4 学校その他の教育機関における複製 (35条)
- 5 試験問題としての複製 (36条)
- 6 営利を目的としない上演等 (38条)
- 7 プログラムの所有者による複製 (47条の2)

〈著作物の利用について〉



☆デジタル時代・ネットワーク時代の著作権の変容

- 複製が容易で、劣化がしない・・・複製権が危ない
- 改変が容易で、可能性も増大・・・人格権が危ない
- 権利者・利用者の大量化
- 意識の変化
- 権利処理体制の整備
- 国際化
- 創作性のないデータベースの保護

第21条（複製権）

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

複製＝印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること

第23条（公衆送信権）

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化権を含む。）を行う権利を専有する。

公衆送信＝公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（・・・）を行うこと。

公衆送信権

[改正前]

	無 線	有 線
インタラクティブ送信 (双方向)		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 有 線 送 信 有 線 放 送 </div>
同一内容・同時送信 (片方向)	放 送	

[改正後]



	無 線	有 線
インタラクティブ送信 (双方向)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 自 動 公 衆 送 信 </div> 公 衆 送 信 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放 送</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">有 線 放 送</div> </div> </div>	
同一内容・同時送信 (片方向)		

第26条 (頒布権)

著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

頒布＝有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、・・・